

生徒心得

1 通学に関すること

- (1) 始業時刻までに登校をする。
- (2) 交通法規やマナーを守り、自他の命を大切にし、他人に迷惑をかけないようにする。
- (3) 自転車通学を希望する者は、以下の内容を遵守する。
 - ア 所定の届を提出し、許可を受ける。
 - イ ヘルメットを着用する。
 - ウ 自転車には所定の位置にステッカーを貼付する。
 - エ 所定の駐輪場に置く。
 - オ 傘さし運転、携帯電話を使用しながらの運転、イヤホン等で音声を聞きながらの運転は慎む。

2 不要物の持ち込みに関すること

学校生活に不必要な物や必要以上の金銭その他の貴重品を持ち込まない。

3 学校施設等の使用に関すること

学校の備品及び施設等を使用する際は、担任又は部活動顧問等の指導の下、取り扱う。

4 届出に関すること

次の各号に掲げることについては、担任を通して生活部に事前に届け出る。

- (1) 自転車通学（自転車通学許可願）
- (2) 異装（異装届）
- (3) 掲示広告（許可印を受ける）

5 報告に関すること

次のような場合、担任又は生活部に報告する。

- (1) 盗難の被害、紛失物、拾得物のあったとき
- (2) 学校の備品、施設等を破損したとき
- (3) いじめ、暴力行為、SNS 等による誹謗・中傷、不審者による被害を受けたとき
- (4) 交通違反の指摘を受けたとき、交通事故の加害者、被害者になったとき

6 服装に関すること

- (1) 学校教育活動時においては、登下校も含め、原則として制服を着用する。
- (2) 制服については、標準服 2 タイプの中から着用する。

7 身だしなみに関すること

- (1) 頭髪は、端正な髪型とし、不必要な染色等はしない。
- (2) 化粧及び学校生活に不必要な装身具はしない。